

須坂市公告第 15 号

次のとおり公募型プロポーザル方式による特定手続きを行うため、提案の応募希望者を公募する。

2025 年 2 月 26 日

須坂市長 三木 正夫

1 事業名

須坂市結婚支援事業業務委託

2 目的

本業務は、須坂市結婚支援事業について、プロポーザル方式（※）により最も効果的な運営ができる業務委託先を選定し、当市の婚姻数の増加を図ることを目的とする。

※最も優れた提案をした者を契約候補者として選定し、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結する。

3 事業期間

契約締結日から 2026 年 3 月 13 日まで

4 参加資格

提案書提出に関する事業者の参加資格は、以下の実績を有することとする。

- (1) 地方公共団体の行財政運営について高い見識を有していること。
- (2) 結婚支援の専門的な知見を持つ民間の結婚支援事業者（結婚相談所、仲人、マッチングアプリ事業者等）であること。
- (3) 第三者機関の認証を受けている等利用者の安全性が十分確保されていること。
- (4) 須坂市物品購入等入札（見積）参加資格者名簿に登録があり、本件の委託業務の企画提案書を提出する時点で、須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成 30 年 1 月 1 日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者でないこと。

- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

5 参加申込書の提出

- (1) 提出期限は、2025年3月6日（木）午後5時までとする。（郵送の場合は期限までの必着とする）
- (2) 提出物は、「参加申込書」及び「消費税、地方消費税等の納税証明書の写し」とする。

6 その他

詳細は「須坂市結婚支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照してください。

上記参加申込書及び実施要領を必要とされる方は、電子メールにて、下記7までご連絡ください。

7 応募先及び問い合わせ先

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地の 1
須坂市 総務部 政策推進課
TEL 026-248-9017（課専用）
FAX 026-246-0750
E-mail seisakusuishin@city.suzaka.nagano.jp